

## グループホーム春緑苑運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設するグループホーム春緑苑（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）は、当該適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者、計画作成担当者並びに介護支援専門員、看護師及びその他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び介護予防にあつては要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、日々の生活できるように、また、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を行うことができるよう支援を行い、利用者の精神的安定、問題行動の減少及び認知症状の進行緩和を図られるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者と従業者が食事や清掃、買い物、園芸、農作業・レクリエーション・行事等を共同で行うことによって家庭的な生活環境の中で日常生活が営むことができるように援助を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、利用者の権利擁護を図るとともに、関係市町村が行う調査に協力をする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム春緑苑
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上  
介護支援専門員は、計画作成担当者の業務を監督する。
- (3) 計画作成担当者 2人以上  
計画作成担当者は、介護職員等に対する技術指導、介護計画の作成等を行うとともに、自らも介護支援専門員として、計画作成担当者の業務を監督する。
- (4) 介護職員 12人以上(常勤換算、うち常勤2人)  
介護職員は、事業の提供を行う。
- (5) 看護師 1人以上  
看護師は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(入退所にあたっての留意事項)

- 第5条 事業は、要介護状態及び要支援状態にある高齢者であって認知症の状態にある者のうち、少人数の共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。(著しい精神症状、又は著しい行動異常を持ち、極端な暴力行為を行う恐れがある者及び認知症の原因となる疾患が集中的な医療を必要な状態の者は、共同生活に支障があると考えられ対象から除かれる。)
- 2 事業は、主治の医師の診断書等により認知症の状態にある者に提供するものとする。
  - 3 要介護状態及び要支援状態でなくなった場合、又は著しい認知症状、入院治療を要するなど事業の提供が困難であると認めた場合は、利用の提供ができない。退居にあたっては、事業所は、必要な援助を行うものとする。

(利用定員及び居室数)

- 第6条 事業の利用定員及び居室数は次のとおりとする。
- (1) 利用定員 18名(1ユニット目9名、2ユニット目9名)
  - (2) 居室 18室(1ユニット目9名、2ユニット目9名)

(事業の内容及び利用料等)

- 第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (1) 入浴・排泄・食事介護及び日常生活上の世話
  - (2) 食事・清掃・洗濯・買い物・園芸・農作業・レクリエーション・行事などの共同作業
- 2 食材料費は、別表1のとおり徴収する。

- 3 光熱水費は、別表2のとおり徴収する。
- 4 室料は、別表3のとおり徴収する。
- 5 おやつ代は、別表4のとおり徴収する。
- 6 日常生活に通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(平成13年1月1日改正)

この改正は、平成13年1月1日から適用する。

(平成13年12月1日改正)

この改正は、平成13年12月1日から適用する。

(平成15年4月1日改正)

この改正は、平成15年4月1日から適用する。

(平成16年4月1日改正)

この改正は、平成16年4月1日から適用する。

(平成18年10月18日改正)

この改正は、平成18年4月1日から適用する。

(平成20年4月1日改正)

この改正は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年11月1日改正)

この改正は、平成20年11月1日から適用する。

(平成21年5月1日改正)

この改正は、平成21年5月1日から適用する。

(平成25年6月1日改正)

この改正は、平成25年6月1日から適用する。

(平成26年7月1日改正)

この改正は、平成26年7月1日から適用する。

(平成27年4月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年8月1日改正)

この改正は、平成27年8月1日から適用する。

(平成28年4月1日改正)

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年6月1日改正)

この改正は、平成28年6月1日から適用する。

(平成29年4月1日改正)

この改正は、平成29年4月1日から適用する。

(平成30年6月1日改正)

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(令和元年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

別表 1

食材料費	金額
1 日	820 円

別表 2

光熱水費	金額
1 日	460 円

別表 3

室料	金額
1 日	1,100 円

別表 4

おやつ代	金額
1 か月	3,000 円程度